

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件 五〇三
- 道路の供用を開始する件 五〇四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五〇四
- 福島県教育委員会教育長 五〇五
- 一般競争入札を行う件 五〇五

告 示

- 福島県告示第六百四十二号**
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月八日から同年十一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年十月八日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 COOPバリエーシおかわ 福島県喜多方市塩川町東栄町三丁目三番地四
 - 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十五年十月八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 大沼郡金山町大字川口字下津野二三七、二四〇、一四二、一四八から一五〇まで、一五〇の二、一五一、字百貫目沢一五七、一五八、一五九の二、一五九の三、字大平道下二四八八の一、二四八八の二
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 福島県告示第六百四十四号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十五年十月八日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 保安林予定森林の所在場所
 いわき市田人町石住字神山二二八の二
 - 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市田人町石住字綱木一三一の一、一三一の一〇、一三一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳二二七 九番二地先から 同 郡同 村字燧ヶ岳二二七 八番二地先まで	平成二十五年一〇月八日

公 告

〔道路計画課〕

公告第三百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月二十七日

二 名称

NPO法人空手道熊田道場

三 代表者の氏名

熊田 大輔

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市小原田四丁目十四番三十一号

五 定款に記載された目的

空手とは武道であり、武道とは支（ほこ）を止めると書く故、（争いを避ける道）である。道場稽古は互いに技を出し合いながら協調性を深めるためである。また、安全性も考慮し、誰もが安心して学べるものが武道であり、健全な心と体を養える。大会も勝ち負けにこだわらず、他道場生と技を出し合いながら、自分に足りない物事を教えてくれたという感謝の心を養うものである。この目的を持って、武道の普及と発展を目指す。

〔文化振興課〕

福島県教育委員会教育長

公告第27号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年10月8日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
 - (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成31年12月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月31日（木）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けよう。
郵便番号970-0316 福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地
福島県立小名浜高等学校事務室
電話0246-53-3465
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年11月20日（水）午前11時 福島県立小名浜高等学校1階小会議室（福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年11月19日（火）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment,maintenance,removal,and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):11:00 a.m., 20 November 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 19 November 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Onahama High School, 23 Bujiro, Onahamashimokajiro, Iwaki-shi, Fukushima 970-0316 Japan TEL0246-53-3465

(財務課施設財産室)